

組合員資格をもう一度ご確認下さい

当JAでは組合員資格に変更が生じた場合、定款第3章の定めにより速やかに書面での変更手続きが必要となります。大変お手数ですが、該当される方は最寄りのJA各支所窓口で手続きしていただきますよう、よろしくお願ひ致します。

◎ 正組合員とは？

- ① 10アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所またはその経営に係る土地または施設が、この組合の地区内にあるもの。
- ② 1年内90日以上農業に従事する個人であって、その住所またはその従事する農業に係る土地または施設が、この組合の地区内にあるもの。
- ③ 農業を営む法人であって、その事業所またはその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの。

◎ 準組合員とは？

- ① この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの
- ② この組合から第7条1項第2号から第4号まで、または第13号の事業に係る物資の供給または役務の提供を1年以上継続して受けている、この組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの・・・など。

変わるJA 広がる地域のきずな

変わるJA 広がる地域のきずな

監修=広島大学
助教 小林元

Q. JAの自己改革は地域社会とどんな関わりがあるの？

A. 地域の生産と消費を後押しして、食料の生産基盤を支えます。

JAの自己改革では、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を目指しています。農業者の平均年齢は66.7歳(2017年)となり、国内の農業就業人口が年間10万人規模で減少する中、農業の担い手の確保が難しくなっています。また、食料自給率は主要先進国で最も低い38%(2017年度、カロリーベース)まで落ち込みました。JAは自己改革を通じて、生産コストの引き下げや有利販売の拡大、次世代の担い手の育成、地域の活性化などにより、地域の農畜産物の生産と消費を支えていきます。日本の食料の生産基盤を守る上で、大切な取り組みです。

近年は、各地で豪雪や豪雨、地震などの災害が相次ぎ、農業現場も大きな被害を受けました。JAは、災害発生時においても、被害状況の調査や生産資材の確保、農地、農業施設の復旧など、被災地の一刻も早い再生に向けた支援を行っています。いかなる時でも地域の食料生産を守り、発展させていくために、これからもJAグループで力を合わせて自己改革を進めています。

JAの自己改革

- 農業者の所得増大
- 農業生産の拡大
- 地域の活性化

最重要

地域の抱える農業課題へ対応

地域の農畜産物の生産と消費を支え 安定した食料生産を実現



災害など有事の際には…

- 被害状況の速やかな把握
- 生産資材の確保
- 農地・農業施設の復旧などをサポート



耕そう、大地と地域のみらい。